

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり定める。

平成26年2月28日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第46条第3項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 県立美咲特別支援学校在籍児童生徒の過密化及び学校施設の狭隘化を解消するため、県立特別支援学校編成整備計画（平成 19 年 3 月）に基づき、関係機関と調整を進め、平成 25 年 9 月 25 日に開催された第 13 回県教育委員会会議において、県立美咲特別支援学校はなさき分校の設置が決定された。
- (2) 当該分校は、在籍児童生徒数 90 名程度の規模となる見込みであり、この在籍数は、現在の県立宮古特別支援学校（在籍 64 名）及び県立八重山特別支援学校（在籍 70 名）を上回る規模である。
- (3) 従来、分校には教頭を置くこととしてきたが、当該分校の規模に鑑み、学校管理運営の円滑な遂行に資するため、はなさき分校に県内出張、有給休暇、校長があらかじめ指示した事務等についての専決権を有する副校長を配置する必要があるため、沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 特別支援学校の分校に、副校長又は教頭を置くこととする。（第 46 条第 3 項関係）
- (2) この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 82 条（第 37 条の準用）
- (2) 県立学校処務規程（昭和 54 年沖縄県教育委員会訓令第 2 号）第 44 条

5 関係各課との調整

総務課及び学校人事課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(副校長及び教頭) 第46条 副校長は、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。</p> <p>2 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）に事故あるときはその職務を代理し、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が教育委員会に届け出た順序で、その職務を代理し、又は行う。</p> <p>3 分校には、<u>副校長又は教頭を置く。</u></p>	<p>(副校長及び教頭) 第46条 副校長は、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。</p> <p>2 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）に事故あるときはその職務を代理し、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が教育委員会に届け出た順序で、その職務を代理し、又は行う。</p> <p>3 分校には、<u>教頭を置く。</u></p>